## 第7回食料・農業・農村政策審議会議事録

日時:平成16年4月8日(木) 14:00~16:10 場所:日本郵政公社本社2階共用会議室A~D

八木会長 それでは、委員の皆様方おそろいですので、ただいまから、第7回食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。

本日は、江頭委員、古賀委員、田嶋委員、中村裕委員、中村良太委員、山本委員、安 土専門委員、立花専門委員、虫明専門委員が所用によりご欠席となっております。

食料・農業・農村基本法第14条第3項においては、政府が毎年講じようとする施策を国会に提出する際には、当審議会の意見を聞くこととされております。このため、本日は、「平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」を議題として審議を行うこととしたいと思います。

審議は公開されており、一般公募によって14名の方が傍聴されております。

なお、会議は、おおむね16時ごろまでを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、金田農林水産副大臣からご挨拶をいただく予定でございましたが、本日、公務のご都合で、後ほど遅れて来られます。ご到着次第、ご挨拶をいただくことといたしまして、議事を先に進めたいと思います。

本日の総会における審議事項であります「平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」についての諮問を、亀井農林水産大臣に代わりまして小林官房長からお願いいたします。

小林官房長 亀井大臣は、ただいま国会に出席されておりまして、こちらの方は欠席させていただいております。代わりまして私から諮問文を読み上げさせていただきます。

食料・農業・農村政策審議会会長 八木 宏典殿

農林水産大臣 亀井 善之

平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策について

標記について、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第 106号)第14条第 3 項の規 定に基づき、貴審議会の意見を求める。

## (諮問授与)

八木会長 それでは、ただいま農林水産大臣から諮問のございました「平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」につきまして、審議を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局から諮問案についての説明をお願いいたします。

涌野情報課長 情報課長の涌野でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、幾つかの資料を配付させていただいておりますけれども、特に参考資料 1 「平成15年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告」の要旨(案)を中心に説明させていただきます。

なお、「動向」の本体でございます参考資料2及び「資料」と書いてございます「平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」につきましても、適宜ご参照いただければと思います。

先ほど行われました諮問事項自体は、「講じようとする施策」についてということで ございますけれども、どのように現状を分析して、この「講じようとする施策」に至っ たかにつきまして、「動向」を中心に説明させていただきます。

参考資料1の要旨の目次をお開きいただきたいと思います。全体の構成でございますが、まず「はじめに」が1ページにございます。次に、トピックスといたしまして7項目、最近の食料・農業・農村に関します話題を紹介しております。章立てといたしましては3章構成になっておりまして、第 章「食料の安定供給システムの構築」、これは

食料・農業・農村基本法の食料の部分に該当するところでございます。次に、第 章 「農業の持続的な発展と構造改革の加速化」、これは農業の部分に該当するところでございます。第 章「活力ある美しい農村と循環型社会の実現」、これが農村の部分の記述になっております。

それでは、1ページ、2ページを飛ばしていただきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。トピックスの1、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けてでございます。現在、我が国の農政は、平成12年3月に策定されました食料・農業・農村基本計画に基づきまして、各般の施策が講じられているところでございますが、土地利用型農業においては、構造改革が立ち遅れており、また、農村地域の高齢化、過疎化、混住化等により、その多面的機能の発揮に支障が生じております。

このような情勢の変化を踏まえまして、農政の改革、転換をスピード感をもって推進する必要があります。このために、基本計画に基づきます施策の検証、見直しを行い、特に品目横断的な政策への移行等、重点3課題について改革の方向性を明らかにし、早期に施策の具体化を図る必要があると考えております。現在、食料・農業・農村政策審議会企画部会におかれまして検討が行われているところでございますが、本年夏ごろには中間論点の整理、17年3月を目途に新たな基本計画が決定される予定になっております。

2ページめくっていただきまして、7ページでございます。トピックスの2つ目でございます。国内外におけるBSE、高病原性鳥インフルエンザの発生についてでございます。我が国の国内市場に出荷される牛につきましては、BSEの特定危険部位の除去、全頭検査の実施によりまして、牛肉消費が回復しつつあること、昨年12月下旬のアメリカにおけるBSE感染牛の確認、アジアを中心とした鳥インフルエンザの感染地域の拡大に伴う輸入停止措置、我が国における79年ぶりの鳥インフルエンザの発生確認による蔓延防止措置の実施等の対応状況について記述しております。

9ページは、農産物貿易交渉への対応状況についてでございます。WTO農業交渉につきましては、2005年1月1日を交渉期限といたします新ラウンドが2001年に立ち上げられておりますけれども、2003年3月までにモダリティの確立には至っておりません。また、昨年9月にメキシコのカンクンで開催されました第5回閣僚会議でも、先進国と途上国の対立の溝が埋まらずに、合意が得られないまま閉会となっております。その後、本年3月にWTO農業委員会特別会合が開催されまして、交渉は再開され、本年7月までに枠組みの合意を目指すこととされたところでございます。一方、FTAにつきましては、世界各地で急増しておりますが、我が国もWTOを補完するものとして積極的に推進することとしております。本年3月に、皆様ご存じのように、メキシコとの間で経済連携協定の締結に向けた交渉の大筋合意に達したところでございます。その他、韓国、タイ、マレーシア等との間で交渉、検討が進められているところでございます。

11ページは、トピックスの4つ目でございます。異常気象等が農業生産に及ぼす影響についてでございまして、国内では昨年5月中旬以降の低温等により、水稲を始めとする農作物に約3,900億円という被害が発生しております。また、世界でも干ばつでありますとか熱波等によりまして被害が発生しており、世界の穀物生産は大きく減少しております。このように、国内外における異常気象、気象災害は、農業生産に大きな影響を及ぼし、将来的にも食料需給の大きな不安定要因となっている点を記述しております。

13ページでございます。米政策改革の推進でございますが、米政策改革は、平成22年度までに米づくりの本来あるべき姿を実現するため、年次別の行動計画に基づいて改革が進められております。15年度は、地域水田農業ビジョン素案づくりが行われたところですが、16年4月には食糧法の一部改正により計画流通制度の廃止等が実施されたところでございます。さらに産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策等の具体的内容も決定されておりますので、16年度からの具体的な改革の取組の本格化に向け、関係者一丸となった推進が必要である旨記述しております。

次に、隣の14ページでございますが、農協改革の推進についてでございます。農協におきましては、経済事業を中心に事業改革が遅れているというところも多く、農林水産省では、農協のあり方についての研究会において検討し、15年3月、報告書を取りまとめたところでございます。これを踏まえまして農協系統組織は、昨年10月、JA全国大会で農協改革に向けた決議をされ、改革の加速化、実践に取り組んでいるところでございます。農林水産省といたしましても、この自主的な取組を支援するために、全中の指導機能の明確化等を内容とする農協法等の改正法案を国会に提出したところでございます。

次に、15ページのの7つ目でございます。食料・農業・農村分野におけるIT技術の

活用でございます。IT技術の飛躍的な進歩によりまして、社会経済構造は急激に変化しておりますが、政府も昨年7月にe Japan戦略 を策定いたしまして、食料・農業・農村を含め、情報技術の活用への構造改革をあらゆる分野で求めているという状況にございます。例えば食料の部門では、無線ICタグを活用したトレーサビリティシステムや電子商取引の導入。農業の部門では、営農情報の迅速な収集、農作物生産リモートコントロール。農村の分野では、在宅健康診断、インターネットによる教育環境の改善等々が期待されており、このような新しい動きを記述してございます。

17ページでございます。第 章の食料につきまして、まず食の安全と安心の確保に向けた取組の推進でございますが、新たな食品安全行政の展開につきましては、平成15年5月の食品安全基本法の成立、同7月の内閣府における食品安全委員会の設置、農林水産省における消費・安全局の設置等でございます。さらに「食の安全・安心のための政策大綱」の決定。その工程表に基づいた具体的な取組の展開について記述しております。

また、トピックスにも取り上げておりますが、米国におけるBSEの発生、我が国における鳥インフルエンザの発生、コイヘルペスウイルスの確認と、これらへの対応状況について説明しております。

19ページでございます。最近の食の安全と安心の確保に向けた取組でございますが、 具体的には、農薬や飼料等の生産資材の適正使用の徹底。牛トレーサビリティ法の施行 をはじめとしました食品のトレーサビリティシステムの導入の促進や支援のほか、農林 水産省と厚生労働省が連携いたしました、わかりやすい食品表示の実現に向けた取組状 況について記述しております。

リスクコミュニケーションにつきましては、右の図 3 にございますが、これまでの行政のリスクコミュニケーションに対する評価 余り芳しいものではございませんけれども も踏まえまして、農林水産省といたしましても消費者の方々との定例懇談会の開催でありますとか、ホームページ等を活用した情報提供等に努めているところでございます。

21ページでございます。食料自給率と食料消費をめぐる動きについて整理したところでございます。まず食料自給率でございますが、我が国の食料自給につきましては、カロリーベースで昭和40年度の73%から14年度には40%まで低下しております。その主な要因といたしましては、長期的には自給品目であるコメの消費減。それから、原料等を海外に依存せざるを得ない畜産物や油脂類の消費量の増加等の食生活の変化でございますけれども、次に、国内生産が需要や用途に対応できていないということも要因となっております。平成10年度以降の食料自給率をみますと、5年連続40%で推移しておりますが、その現状につきまして、望ましい食料消費の姿と実際の消費動向、それから生産努力目標と実際の国内生産の動向の比較により、本文でかなり詳しく分析しております。

23ページでございます。食料消費構造をめぐる動向につきましては、家計調査等を用いて分析しておりますが、1人当たり実質食料消費支出は、9年度以降、ほぼ一貫して減少している状況にございます。これを年齢階層別にみたものが図 7にございます。年齢が高いほど、魚介類、野菜、海藻、果物の割合は高く、年齢が若いほど、外食や肉類の割合が高くなっておりますが、その一方で、穀類や調理食品の割合は、年齢にかかわらず、ほぼ一定という特徴がみられます。

次に、世帯形態別にみましたものが下の図 8 でございます。調理食品は 2 人以上世帯、外食は単身世帯で多いというような分析結果がございますけれども、このような年齢や世帯別による食料消費の変化について分析しております。また、最近の食の外部化につきましては、女性の実質賃金と調理食品の消費支出は正の相関にあるなど、女性の社会進出のもとで調理食品が伸びていること、これに支えられた形で外部化が進行しているというようなことが分析結果からわかっております。

25ページでございます。以上のような食料消費のもとでの食生活の現状と食育の推進という項目でございますけれども、従来、日本型食生活はPFCバランスがよく、ある意味では理想的ともいわれておりましたが、最近では脂質の摂取過多、あるいは若い世代での欠食習慣等の問題が生じております。この間の動きにつきましては、図 9に表示してございます。さらに若い女性の間では、理想的な体重と異なる細身の体型が望ましいという考え方が広がっており、低体重の問題等が発生してきております。一方、食に関する関心の高まりもございまして、地産地消でありますとか、スローフードの取組が進展しておりまして、このような取組については地球環境の面からもかなり期待されるところであります。

しかしながら、12年3月に3省で作成いたしました「食生活指針」というものがございますけれども、その認知度は図 11のように25%程度ということでありまして、依然として低い水準にございます。この背景には、食に関する知識や関心が若い世代を中心に失われていることがございますので、食育の推進が重要であり、国民的な運動として取り組む必要がある旨を記述しているところでございます。

27ページでございます。食料産業の動向についてでございますが、これは、5年に1回行われております産業連関分析の結果を踏まえて記述しております。食を提供する農業、食品産業、流通業等を一くくりにいたしまして食料産業というように分類しておりますけれども、この食料産業は、我が国の国内総生産の約1割を占める重要な地位にあります。また、我が国の最終的な食料消費額は80兆3,000億円でございます。

次に、食品流通の構造改革につきましては、その必要性、流通効率化のためのIT技術の積極的な活用の必要性について記述しております。

29ページでございます。世界の農産物需給等についてでございますけれども、穀物の国際需給の動向につきましては図 13をごらんいただきたいと思います。90年代後半は緩和基調で推移いたしましたが、その後、主要生産国の干ばつ、熱波等によりまして、現在、引き締まり傾向で推移しております。今後とも、水の問題でありますとか、異常気象の問題等がございますので、穀物等の国際需給は中・長期的には逼迫する可能性があると考えられております。

次に、ウルグアイ・ラウンド農業合意前後の世界の農産物貿易構造をみたものが、その下の図 14でございます。日本、中国、韓国の輸入国はウルグアイ・ラウンド以降、輸入依存傾向を強めている一方、アメリカ、カナダ、ブラジル、オーストラリアの輸出国につきましては輸出を拡大しているという特徴がはっきり出ております。

それから、著しい経済成長を背景に食料消費の増大と多様化が進んでおります中国につきまして、詳しく分析しております。例えば、国内需要の増大によりまして、大豆輸入が急増しているわけですけれども、世界の大豆輸入量の3割を占める世界最大の輸入国になっております。大豆を始め穀物等の国際需給でありますとか、価格形成に対する中国のインパクトが大きくなっている点等を詳しく分析しているところでございます。

31ページでございます。国際協力への取組でございますが、特徴的なものといたしましては右のコラムに書いてあります、2004年は国際コメ年ということでございます。FAOを中心といたしまして、コメの役割の重要性について、世界の方々に知っていただくというような取組が展開されております。農林水産省といたしましては国際コメ年推進本部を設置いたしまして、シンポジウム等、様々な取組を実施しているところでございます。

次に、我が国の農産物貿易の動向でありますけれども、我が国は世界最大の農産物純輸入国でございますが、最近では食生活の多様化や高度化を反映いたしまして、付加価値の高い加工品や生鮮品の割合が増加しております。

一方、輸出につきましては、アジア諸国等におきまして、我が国の農産物に対するニーズが高まっておりますので、農林水産省に4月1日に輸出促進室を設置するなど輸出 促進に対応しているところでございます。

33ページでございます。諸外国の農業政策をめぐる動きにつきましては、各国ではWTO農業協定上、削減対象となっております価格支持政策等から農業経営に着目した所得政策等への移行、転換が進展していること及びEU、アメリカの政策について記述しております。

WTO農業交渉自体につきましては、表 2、次の36ページ、表 3に、経緯及び我が国の提案の内容について整理しております。

35ページの (5)、FTAにつきましては、先ほどもトピックスでご説明申し上げましたが、このような動きになっているところでございます。

37ページでございます。第 章、農業部門ですが、まず、農業経済の動向、農業生産についてでございますけれども、コメを中心に減少傾向で推移しており、平成14年の農業生産は8兆9,000億円と、ピーク時の昭和59年に比べますと、約2割以上の減少となっているというような状況でございます。また、農産物の価格と生産資材価格との相対的な関係を示す交易条件指数をみましても悪化傾向にありまして、さらに生産コストの引き下げが必要である点を記述しております。

39ページでございます。農業経営についてでありますが、14年の販売農家1戸当たりの農家総所得は、9年以降、6年連続で減少しております。このような中で農家所得が増加した農家をみてみますと、その特徴といたしましては、適切な農業投資等によりまして農業経営費を抑制しているというような経営努力がうかがわれるところでございま

す。

農家戸数につきましては、15年に初めて 300万戸を下回り 298万戸となっております。今後、昭和1けた世代のリタイアの本格化に伴って、さらに減少は加速化するのではないかと予想されております。

女性農業者の動向につきましては、現在、農業就業人口の6割を占めております。また、地域においても大きな貢献をされておりますけれども、今後ともその能力を一層発揮して頂くために、支援体制の整備が必要である旨記述しております。

41ページでございます。農業の構造改革の推進についてでございます。まず、担い手について記述しておりますが、認定農業者につきましては15年3月末で約17万2,000経営体と緩やかに増加となっておりますけれども、今後、コメ政策改革と一体的に認定を加速化する方針でございます。農業法人につきましては1万5,000経営体とこれも緩やかに増加しておりますが、今後は、消費者等との結びつきの強化を図る必要があること等について記述しております。集落営農につきましては、今後、認定農業者等の担い手が不足する地域においては組織化、法人化を推進する必要があること等について述べております。

担い手の経営動向につきまして、大規模稲作経営についてみますと、大規模経営ほど 農機具費、肥料、農薬費等を中心に費用の低減割合が高く、収入減の影響を最小限に抑え、経営の安定化に努めているところでございますが、近年の米価の下落により、経営が悪化している状況にあります。

43ページでございます。農業構造の現状について、例えばイにあります水田農業構造でみてみますと、都府県におきましては、水田の経営耕地面積が2ヘクタール未満の農家が9割を占めており、依然として、多数の小規模農家が水田面積のかなりの割合を占めているという状況にあります。このような中で、農業構造の展望に示されております効率的かつ安定的な農業経営を実現するためには、育成すべき担い手への支援策の一層の集中化、重点化等が必要である旨記述しているところでございます。

45ページでございます。ここでは、構造改革が進んでいるとみられております大規模畑作農業について、北海道の畑作でみたものでございます。生産構造につきましては、畑作農家戸数は、昭和60年に比べまして半減している一方、経営耕地面積は2倍近くになっております。

農業経営をみますと、農業粗生産額は約 2,400万円、農業所得は約 860万円ということでございますけれども、畑作物の多くが価格政策の対象品目となっておりまして、畑作農家の収入に占める財政負担額の合計は 900万円と試算されており、農業所得を上回る水準にあります。さらに、最近では労働収益性の高い麦の作付面積が増加しておりまして、適正な輪作体系に乱れがみられるといったような問題もございます。これらに対する今後の課題について整理しております。

47ページでございます。農地の確保と有効利用についてでございますが、耕地面積は、長期的に減少傾向にございます。7年以降につきましては、耕作放棄面積が転用面積を上回る傾向にありますけれども、耕作放棄の発生面積だけをみますと、14年度以降、2年連続で減少しております。この耕作放棄の防止につきましては、構造改革特区の取組等々の成果が期待されるところでございます。農協改革につきましては、トピックスでご紹介したとおりでございます。

49ページでございます。ここからは需要に応じた生産の推進ということで、米、麦、大豆、野菜、果実、畜産の現状と課題について整理しております。例えば、米につきましては、特色ある地域水田農業ビジョンづくりの事例や朝ご飯を通じた消費拡大の事例について紹介しております。個々のものについては省略させていただきます。

55ページでございます。第 章、農村分野に該当するところでございます。まず、農業の自然循環機能の維持増進でございますが、農業自体も自然に対する負荷がございます。特に近年の農業生産においては、環境に対する負荷の増大が懸念されておりますので、今後、持続可能な農業の展開に当たっては、環境への負荷を最小とする必要がございます。このために、環境保全型農業生産への転換が必要でありますが、エコファーマーの数自体は販売農家数の 1.7%と低水準にとどまっている状況にございます。

しかしながら、図 41にございますように、環境保全を重視した農業の取組については、販売金額が大きい経営ほど進展しており、また、稲作経営に比べまして野菜作経営で取り組む割合が高いという状況にあります。

57ページでございます。バイオマスの利活用につきましては、これを有効に利用、活用いたしますれば、地球温暖化の防止でありますとか、循環型社会の形成に寄与するということで、強く期待されるところであります。現在、「バイオマス・ニッポン総合戦

略」に基づきまして取組が行われておりますが、まだまだ点的な取組の段階であります。さらにこれを進めるためには各種の支援が必要であります。バイオマスにつきましては、地域の新しい産業や雇用を創出する可能性があると考えております。

農業の有する多面的機能につきましては、右の表 9にございますが、貨幣評価もされております。しかし、このような対価を払わなくても、国民が享受することができる公共財的な性格を有するものでありまして、非常に貴重なものでございます。このような多面的機能の理解につきましては、身近な体験が非常に関係しているということがわかっておりますので、農業体験活動でありますとか、都市農村交流等の取組が重要である旨強調しております。

59ページでございます。農村の現状について取りまとめたものでございますが、全国平均を10ポイント上回るような高齢化の進捗状況、都市に比べてまだまだ生活環境整備が進んでいないというような現状を述べております。

中山間地域につきましては、下流域の住民の生活基盤を守る防波堤という大事な役割を果たしておりますけれども、鳥獣による農作物被害が 200億円以上あり、これは耕作放棄の発生でありますとか、将来的には村の消滅につながりかねないという大きな問題でございます。

61ページに入りますけれども、12年度から行われております中山間地域に対する直接 支払いについては、集落協定の代表者の9割が農業生産活動の継続に効果があると認識 していることを記述しております。

(3) 農村の有する資源の現状につきましては、農村地域にある農地や農業用水、生態系等々が過疎化や高齢化、都市化、混住化の進行により、その適正な管理が難しくなってきております。今後、このような資源の保全にかかる負担が農業の担い手だけに過度に集中していくことも懸念される状況にございますので、地域全体として支えていく必要性について記述しております。

最後に、63ページでございます。活力ある農村の実現に向けてでございます。先ほど申し上げましたような農村にある地域資源を積極的に活用して、農村を活性化させるためには、情報技術の活用でありますとか、「オーライ!ニッポン会議」による情報発信、女性の企画力、企業力の活用、さらには高齢者の知恵をいただくといったことが必要と考えております。このような中で農産物直売所の設置については、かなり高い評価が与えられております。

につきましては、観光立国の一環としてのグリーン・ツーリズムの推進、農業体験 学習の重要性、必要性について記述しております。事例のように、最近は修学旅行に農 業体験を組み込んだような取組もみられております。

最後に、ウのところでございますが、地域再生はなんといっても人が中心でございます。農業者だけではなくて、NPOの方々や都市の住民、あるいは異業種、異分野の方々との連携が重要であるということについてまとめております。

以上が「動向」の趣旨でございます。

次に、資料の「平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」を ごらんいただきたいと思います。

「講じようとする施策」につきましては、これまで「動向」でご説明申し上げました ものを踏まえまして取りまとめたものでございます。構成自体につきましては、食料・ 農業・農村基本計画に対応した形で整理しております。こちらにつきましては、構成の ご紹介にとどめさせていただきたいと思います。

表紙をめくっていただきますと目次がございますが、冒頭に概説ということで施策の背景、重点、財政措置等々、あるいは施策評価について書いてございます。以下、から次のページの まで、先ほどご説明いたしました食料の安定供給、農業の持続的発展、農村の振興につきまして、16年度に講ずる施策、例えば国会に提出いたします法律案でありますとか、16年度予算案に基づきます施策を整理させていただいております。中身の説明については省略させていただきますが、一番最後のところ、91ページ目以降でございますが、16年度に開催予定の審議会等につきまして、その情報開示の状況も含めまして記載しております。

このほか参考資料3がございますけれども、これは15年度において講じた施策につきまして、整理したものでございます。

以上でございます。

八木会長 どうもありがとうございました。

「平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」については、これまで施策部会で議論が行われてきておりまして、去る3月15日にも同部会が開催され

ております。これまでの同部会での審議状況について、甲斐部会長からご報告をお願いいたします。

甲斐施策部会長 それでは、施策部会における「平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」の審議経過をご報告申し上げます。

この講じようとする施策は、食料・農業・農村の動向を踏まえ、政府として、平成16年度の食料・農業・農村施策の取組方針を明らかにするものであります。食料・農業・農村基本法上、これらの施策につきましては、食料・農業・農村基本計画に沿って総合的かつ計画的に推進することとされておりまして、現在の基本計画は、平成12年3月に策定されております。このため、当施策部会におきましては、この基本計画の内容や構成を念頭に審議を進めてまいりました。

早速、これまでの施策部会の審議経過をご説明申し上げます。

昨年度の施策部会は、3回にわたって審議を行いました。まず、昨年度、第1回目の施策部会といたしまして、平成15年7月30日に第9回施策部会を開催いたしました。ここでは、16年度予算の概算要求の検討作業が進められている最中にあって、食の安全・安心の確保等に対応した関係各府省における施策の取組方向や組織改革、コメ政策改革の取組状況等について事務局から説明を受け、これを踏まえて講じようとする施策の策定に向けた基本的考え方を審議いたしました。この際には、食品安全行政やコメ政策改革を進めるに当たっての現場での課題、それから消費者等とのコミュニケーションの重要性、農産物のブランド化の推進の重要性について議論がございました。

次に、平成15年11月4日に第10回施策部会が開催されました。ここでは、最近の食料・農業・農村の動向、各府省が16年度予算として概算要求している食料・農業・農村関連施策のポイント、平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策の構成案等について事務局から説明を受け、議論を行いました。その結果、講じようとする施策の構成につきましては、現行の基本計画に沿った構成を基本とした上で、WTO農業交渉やFTA交渉の重要性等を踏まえ、新たに「国際交渉への取組」の章を設けることといたしました。

また、国産農産物の消費拡大に果たす食品産業の役割が需要であること、品目特性や 流通実態に応じたトレーサビリティシステムの取組が重要であること、女性、高齢者、 新規就農者に対する支援が求められていること、農村の活性化には地域の産業を総合的 にとらえることが重要であること等の意見がございました。

最後に、平成16年3月15日に第11回施策部会が開催されました。ここでは、平成15年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告(案)の要旨と、平成16年度政府予算案等の内容を盛り込んだ平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)のポイントについて事務局から説明を受けた後に議論を行いました。この結果、「平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」については、各委員からご了承をいただいたところでございます。

また、食の安全・安心の確保のための対策のあり方や、食育の重要性、グローバル化が進展する中での食料の安定供給の重要性、農業用水等の資源を地域全体で保全していくための情報提供の重要性等について議論がありました。今、お手元に配付されている資料の「平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策(案)」は、このような議論を踏まえ、ただいまご紹介した審議、経過を踏まえて取りまとめたものでございます。

最後になりましたが、施策部会の審議におきましては、各委員から熱心なご協力をいただきまして、有意義な議論ができたのではないかと思っております。心から感謝しているところであります。

以上、審議の経過等について、ご報告申し上げました。

八木会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご報告いただきました案につきまして、ご意見をいただきたいと思います。ご質問、ご意見などありましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言いただきたいと思います。 増田委員、何かございますか。

増田委員 1つ、前回以来、私が度々唱えております女性の立場、地位に着目した本文の方を読ませていただきますと、総括としては、かなり前に進んだという気がしております。私は、昭和50年度の白書というのがたまたま手元にありましたものですから、昨日来、ちょっと読み進んでいるのですが、農業をだれが担っていくのかという視点からいいますと、これは28年前の白書でございますけれども、主業的な男性の農業者と書いてあって、その視点でずっと進んでいって、女性の姿はどこにもないのです。それに比べたら、歴史は変わっていくなということを実感しております。

それから、やはり私は「講じようとする施策」のところで、たまたまここに国土交通省の方ですか、厚生労働省ですか、下水道の整備について「引き続き」と「講じようとする」の方には書いてあるのですけれども、これは各省が連携しませんとなかなかいかないことだと思っておりますが、これもまた昭和50年は、農村部における下水道の普及率というのは10%にいっていません。今の進捗状況も、それほど芳しいとはいえないと思います。環境政策への転換といっている以上は、16年度、ぜひ進めるように省庁が連携してお進めいただきたい。そうしませんと、グリーン・ツーリズムも気持ちのいい農村の風景も台なしになってしまうと思っておりますので、もしこの席でご説明いただくか、ご意見を賜れることでしたら、ご同席の他省庁のお立場の方に伺わせていただけないかと思っております。

八木会長 国土交通省からお願いいたします。

平岡国土交通省地方整備課長 国土交通省でございますが、今、ご指摘いただきまして、多分、「講じようとする施策」ですと69ページになろうかと思います。これ、かくいっぱい書いてありますので、連携の部分が少し読みにくくなっているかもしれませんが、のところをごらんいただきますと、確かに下水道整備、様々な手法がございますし、それぞれまた省庁も関連しているのですが、これらにつきまして、まさにご指摘のように連携調整をとるために、 にありますような都道府県構想というものを連携してつくりまして、それに基づいて下水道で整備する農業集落排水施設、あるいは浄化者という地域の特性にあった手法で整備しようということを省庁連携で決めております。それに基づいて、ここにまた「引き続き」と書いてありますが、まさに推進しているということで取り組んでおりますので、ご懸念のような、かつてそれぞれの整備の手法がなかなかうまく連携していないというような時期もあったかもしれませんが、今はそういう連携をしっかりやっているということでございます。

八木会長 審議の途中ではありますが、ただいま金田農林水産副大臣がみえられましたので、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

金田副大臣 食料・農業・農村審議会の皆さん方には、日ごろ、本当にお世話になっております。今まで大臣も一緒に本会議をやっておりました。高病原性鳥インフルエンザの家畜伝染病予防法の一部改正案、それから農協法改革の一部改正案といったものの本会議での趣旨説明であります。そんなことで遅れてしまいまして、申しわけございません。

今、農政は、本当に大変な課題を抱えているわけでございます。大臣も、WTOの問題をどう解決するのか、そして、韓国、ASEAN諸国とFTAをどうやっていくのか、そういった国際的な規律の問題があるわけであります。

また、皆さん方にご審議いただいて、ご指導いただいておりますコメ改革も、今、全国の稲作農家のところで大変なビジョンづくりが行われているわけでございます。

本日は、農業白書についてのご審議を賜っているわけでございますが、間違うわけにはいかない農政でございます。何としても日本国民に安全・安心な食料を確実に供給していくという国の大責任があるわけでございまして、そういった国の責任をどうやって果たしていくのかということが大切だろうと思います。特に安全・安心の確保ということについては、全国の家庭の主婦の皆さん方はもちろんでございますが、全国民が大いなる関心を抱いているところでございまして、この責任にもこたえていかなければならない。

そして、何よりも農山漁村、農村が大分衰退しているわけでございます。高齢化の問題もあります。また、農業の跡継ぎの問題等々もありまして、こういった農村をしっかりと活性化していくということが喫緊の課題でございまして、農村をしっかりと守り抜く、活性化していくということが日本の国土の保全のためにも実に大切なことでございます。

我々日本人の精神的な支柱であります、水田が黄金色に実っている農村風景が我々日本人のふるさとであり、原風景だと思っております。日本人が、いつまでも日本人としてあり続けるためには、農村をしっかりと守り抜いていかなければならないものだと思っております。難しいかじとりではございますが、八木会長を始め審議会の委員の先生方には、これからも農林水産省をご指導いただきまして、しっかりとした誤りのない農政をやっていかなければならないと思っておりますので、これからもよろしくご指導を賜りますようにお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございます。

八木会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き審議を続けてまいりたいと思います。ご発言いただければと思い

ます。安高委員、どうぞ。

安高委員 この資料をいただきまして、本冊が 280ページ近くありまして、まとめたものが66ページありまして、半年前にもらっても私の頭では消化できそうもないなと思っております。できれば、せめて10ページぐらいにまとまったもので議論を始めて、わからない部分を 270ページの本冊の方で引いていくという形がいいかなと思っております。特に農業施策にかかわることですから、現場の農業者に伝えるときには、1ページのものでもまず読んではもらえません。できれば一言、言葉であれば15秒ぐらいでいえる形でないと農家の頭には入っていかない。そういう意味で、そのような形にしないと本当の農業政策などは生きてこないのではなかろうかと思っております。

そういう中で、簡潔に表現していただきたいのですが、日本の社会における農業の位置づけというものが、この動向をみた中でどのように変わってきたのか。農業の位置づけという表現とはちょっと違いますけれども、農業の役割というものがどのように変わってきているのか。先々の施策を考えるときに、その位置づけと役割が、これから先、どのように変わろうとしているのか。できればその辺のところを一つずつ15秒ぐらいで説明していただけると私の頭にも入りやすいし、農家にも説明しやすいので、よろしくお願いいたします。

八木会長 ほかにございますでしょうか。 長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 質問があります。「講じようとする施策」の 11ページですけれども、消費者相談窓口というお話がありまして、こちらの相談数ですとか、もしここで相談件数の伸長がおわかりでしたら、お答えいただきたいと思います。といいますのは、先ほど食生活指針がほとんど知られていないというお話がありましたが、やはり消費者の現場のところでどのように認知されているのかということが非常に大事だと思うのです。そのことを把握する1つの指標として相談窓口の相談件数が伸びているのかどうかということをみてみるのもいいのではないかと思います。

それから、ちょっと正確ではないのですけれども、食の安全に関することで、たしかメールマガジンだと思うのですが、各都道府県で取組が行われているようなことが書かれておりましたので、私が住んでおります神奈川県の取組を調べてみました。そうしたら、たしか食の安全に関する委員会が1回開かれて、それはこれまでも県のいろいろな会議に参加している消費者団体の方々を集めて、一度2時間ほどの会議が開かれているだけなのです。今後の取組があるのかどうかわかりませんけれども、具体的にここで講じようとした施策が、現場の都道府県や市町村でどのようになっているのかというのをどの程度把握されているのかを簡単にお答えいただけるものでしたら、お答えいただきたいと思います。

八木会長 あとお一方ぐらいご発言いただいてから......よろしいですか。

最初に、食の安全の質問について岡島審議官からよろしいですか。

岡島消費・安全局審議官 まず、相談件数でございます。大変申しわけありません。ただいま手元に資料がございませんので、件数としてお答えできませんけれども、ここに書いてありますように、農林水産省本省、出先機関も含めまして、これは相当の件数の相談がございます。また、ご意見もたくさんいただいております。また、ここに書いてあるだけではなくて、食品表示の110番といったところでも、年間何千件という件数でのご質問、ご意見が来ているところでございます。資料につきましては、また後ほどご提出なりさせていただきたいと思います。

それから、現在、都道府県段階では、県によってもちろん違うのですけれども、食の安全・安心の取組といいますと、食品衛生部局、農林部局、場合によっては環境部局も一緒になりまして、横断的な組織などを各都道府県で設けまして、食品衛生関係、表示関係、生産段階での安全性への取組といったことを非常に熱心にやっておられる県が大変多うございます。

また、そういう形だけではなくて、例えば私どもでいいますと、食品の表示の問題になりますと、これは国のやる部分と、県域の中のものにつきまして都道府県がJASの表示についてチェックをするという形になっておりまして、このあたりは国と都道府県で連携をとってやっておりますので、その実態については、かなりのところ把握しております。ただ、本日、厚生労働省も来ていますけれども、食品の安全性の問題になりますと、食品衛生関係が多くなるかと思いますが、それぞれの保健所なり、都道府県段階でまたいろいろな形でやられていると思います。

ただし、先ほど会合が1回だけだというお話がございましたが、実際、どういう形でやられているのか。それをプレゼンテーションといいましょうか、安全・安心の取組としてホームページに掲載していないといったようなこともあると思いますので、このあ

たりのそれぞれの実態につきましては、必ずしも私どもとしては把握していないという ところでございます。

八木会長 それでは、情報課長、お願いします。

涌野情報課長 安高委員のご意見に対してでございますが、15秒でということについてはちょっと難しいところです。白書自体につきましては、例年白書が出た後に、20ページ程度の「白書のポイント」を2万5,000部ほど印刷して、各会議等での説明時に使わせていただいております。

それから、今回の「動向」とは直接関係ないかもしれませんけれども、農・林・水全体を横ぐしに刺してみていただくということで、子供向けの農林水産白書「『いただきます』が言えた日」を昨年つくりまして、小学校を中心に全国で15万部配付させていただきました。先般、この子供白書白書について読書感想文のコンクールを実施したところ、全国から1万1,210通の応募がございました。3月末に農林水産大臣賞以下、表彰式を終えたところでございます。

また、これまでの農業の位置づけ、役割等についてでございますが、新基本法ができた時点で、12年度の白書の中に特集を組んで、これまでの農業、農政について整理しております。

八木会長 安高委員、どうぞ。

安高委員 農業の位置づけ、役割について定めたものではなく、今、世の中の社会の変化とともに農業の位置づけ、役割がどのように変わってきているのか、その変化です。そして、これから先、どのように変わろうとしているのだろうか。そういう意味のところを伺いたかったのですが。

八木会長 ちょっと考えていただくことにして......官房長、お願いします。

小林官房長 非常に難しいご質問ですけれども、我々行政の立場からしますと、今、委員がおっしゃったことについて、政策としてどのようにこたえていくかという切り口でみますので、個々の農家の方なり地域の方からみれば、それこそ自分の役割とか位置づけや思いがあると思うのですが、それは国として政策全体ではどのように位置づけるか。それは今、課長がちょっと説明した食料・農業・農村基本法であり、それに基づく基本計画であろうと思っています。それは11年に法律ができて、12年に基本計画をつくったものですから、恐らく12年の白書では、その時点の基本法に基づく考え方を位置づけた、その後、当然、状況変化が出てきていまして、それは今、基本計画見直しております。これは、委員として議論いただいておりますが、あれがまさに我々が考えております農業なり農家の位置づけについて状況変化が出てきていて、それにこれえるために食料供給という立場、それから農業の担い手であり、地域の一プレーヤーでもある農家の皆さんにどう考えてもらうかということを議論してもらおう、そんな流れの中で考えておりまして、これはわかりやすく15秒というのはなかなか難しいのですれども、これから基本計画の見直しの中でも、今いったようなことを十分頭に置いて、できるだけわかりやすく説明していきたいと思っています。

一方では、国が政策として考えていく方針なり物事等、地域でそれぞれの農家が農業をどのようにやっていくか、これは双方向だと思いますので、そういったところは、またいろいろ現場の皆さんから自分たちの農業はこうなのだとか、この地域の農政はこうだとか、そういうことはどんどん考え方をぶつけていただければ、我々はそれも1つの視野においてやっていく、この前から申し上げていますけれども、なかなか一律の農政では進まない時代になってきたことは確かでございますので、そういったところも十分頭に置いてやっていきたいと考えております。抽象的ですけれども、そんな考え方でやっております。

八木会長 坂本委員、どうぞ。

坂本専門委員 ちょっと恥ずかしい質問になるかもしれません。何点かご質問したいのです。

まず、動向・要旨の中の28ページです。最終消費額が80兆円と図で示したところがございますが、国内生産が12兆 1,290億円ということです。 3 兆 2,100億円が輸入とみてとっていいわけでしょうか。そして、単純に自給率と無理やりひっつけることは危険なのでしょうけれども、カロリーでいうなら12兆 1,290億円が40%、 3 兆 2,100億円が60%を占めているのだと受けとめることはおかしいわけでしょうか。その辺をひとつ質問したいということでございます。そうなると、これは皆さんも大変びっくりなさるような数字になってくるわけです。 3 兆円で60%と。12兆円で40%だということで、ここが自給率に大きく影響しているのではないかということなのですが、そういう見方は間違っているかもしれませんが、それが 1 点です。

もう1点は、農地の問題、48ページです。これは質問なのですが、耕作放棄地、遊休農地という言葉をいろいろ地域で使っているわけです。あるところで経験したのですが、整備されまして、基盤整備でも造成でも10年以内にそれが耕作されなくなったら遊休農地化という表現になりました。では、10年以上たって荒れ野原はどっちにカウントされているのか。10年以内に整備して、10年以内に耕作がとまったら、それは遊休農地だ、耕作放棄地だというのか。10年以上たっても、まだ耕作が放棄されている場合は何に入っているのかというのがちょっと知りたいということでございます。何かそういうカウントの仕方があるみたいでございまして、私が間違っているかもしれません。それは質問です。

もう1点、こういう立派な政策が16年度から出されたわけです。これにこだわっているわけではございませんが、今の農業構造が地域社会も地域農村社会も随分変わっていく中で、立派にできた政策が、いかに早く求める人のところに、求める情報として行き、それを議論して、それを使いこなせるようなシステム。私はそれを政策ルートとよく呼びながら、今の現状でいいのかということです。例えば、ある事業を行う場合に、県知事としても、町長としても、この事業はやりたい。しかし、多数決でみる場合は、うっかり賛成はできんというような事例をいっぱいみているわけです。これでは、いかに政策を打ち出しても日本の農業構造は変わらないと思います。

これから地方分権ですから、県知事なり町長へ権限を移転していくというのは今の流れだろうと思います。しかし、そういう方向がある一方では、組長さんが新しいことで取り組みたいけれども、なかなか取り組めない事業をある意味では国が推し進めないと、そういうルートを再チェックしないと、16、17、18と年々政策が出てくる。耳に届いたころはもう17年になっている。こういう今の流れ、もう一度チェックいただきたい、議論いただきたい。

以上でございます。

八木会長 宮田委員、どうぞ。

宮田委員 意見の方が多いと思います。事前にいただいた資料を読んでくるということが不可能だったものですから、今、説明を聞いて、ダイジェストをみさせていただいて、本もみせていただいていますが、ちょっと理解しがたいということで、的外れな意見があるかもしれませんけれども、2点ばかり申し上げたいと思います。

まず、食料の自給率の問題ですけれども、この中でも自給率が40%と低いということがなされて、その原因よりも、これからどうしていくかということの中で、生産者の対応については担い手中心の効率化ある農業の、これは今、これからの新たな食料・農業・農村の基本計画の見直しで出てくると思うのですけれども、そういったものに期待している。

また、消費者の問題については、消費者への自給率、そういった食料の大事さの理解を深めていくということで、生産者、消費者両方のより理解が一番必要だということがここにうたわれているのでありまして、ここの記述の中身については適当だと私は思うのですけれども、1つは、自給率の問題が非常にとりざたされておりまして、一説には40%という先進国中一番低い率、そういった中での将来の不安とか、社会、世界のいろいろな現象の変化とかありまして、非常に危険だという考えであり、何とかこれを高めようといった意識も高くなっている反面、1つは、現実的には余りぴんとこないということで、こういった平時の中では自給率を云々するのはいかがなものかといったことを発言する方も、最近かなり多いです。ですから、そういった中で、農業以外の産業との考えの理解の溝を埋めていくか、あるいは国民的理解を高めていくかということは大事なことでありますので、そこら辺、もうちょっと強い記述が必要かなと思います。

もう1つは、現状はこうですよ、こういう状態の中で日本の食生活が推移していますよ、それから飽食の問題で、食べ残し、捨ての問題とかいろいろなことが記述されておりますけれども、問題は自給率が上がっていない原因といった中で、どう国民が意識して、こういった考えで現状に甘んじているか、そういったもっと深い考察。さらにまた、これから自給率を高めていくためには、今いった事柄の取り決めが書いてありますけれども、具体的にどういうことで取り組んでいく緊急性があるのかといった記述をもう少し加えた方が、より大きな理解と重要性がわかってもらえるのではないかと思うのです。それが1点。

それに関連しまして、1つは、今も食料・農業・農村審議会の企画部会と、先ほど報告がありましたけれども、それの部会で議論されているのです。もう1つは、平成16年度において講じようとする案の中にもあるのですけれども、今いった自給率の問題と、体系的な正しい形の中での日本の食料生産のあり方。そういったものの中で、担い手づ

くりと経営所得安定対策への政策転換。これは非常に重要でありまして、去年12月の審議会においても、亀井農林水産大臣から大きな点として諮問がなされたわけでありまして、そういったことで進まれているのです。

もう1つは、WTOやEPAなど国際化がだんだん進展する中で、今前段でいったことの、食料の供給量の確保ですとか、農業の多面的機能の中で、日本の農業は国内的にも世界的にもそういったものをどうきちっと確立していくかということが、農村の持続力の発展、維持とあわせて大きな問題だと思うのです。こういった中で、地域農業の担い手をどう積極的な支援をした中で高めていくか。そういうこととあわせて、経営所得安定制度への政策転換をそういった面にどう重点的に充てていくかということが、今後一番大きな問題点だと思うのです。

ただ、ここで1つ懸念することがあるのです。水田農家あたりの例で出ましたけれども、大規模農家はコストの低減等々あり、効率ある担い手として非常に有望であり、効率ある実態が示されているということが記述されているわけでありますけれども、日本全体をみますと、アメリカ型とか欧米型のような規模ということだけをポイントとして考えていくならば、日本型農業というのがあるわけでありますから、そこら辺のバランスをどうとっていくかということがこれから大事なことだと思うので、そこら辺は白書の中でもきちっと位置づけた中で、そういった農家群、担い手を集落営農も含めた中で、グループ化した中で、経営安定所得対策をどうやっていくかということを政策としてきちっと確立していく。そういった中で、専業率を高めていき、日本農業の構造改革をしていくのだということをきちんと明確にあらわしていくことが大事ではないかと思いますので、2点だけ、関連ありますけれども、申し上げさせていただきました。

八木会長 先ほどの坂本委員の質問とあわせて事務局からお願いします。

西岡情報分析室長 先ほどの坂本委員の産業連関表の部分についてご説明いたします。要旨の28ページ、飲食費の流れで左の方に食用農水産物、国内生産が約12兆円、輸入が3兆2,000億円余りですけれども、これはあくまでも生鮮品だけの輸入でして、図がちょっとわかりづらい部分があるのですが、野菜などのフレッシュで入ってきたものが3兆2,000億円ということです。さらに最終製品として、輸入でそのまま食せる形態で入ってくるものが、中ほどにあるように約1兆8,000億円ぐらいございます。

それから、1次加工品です。加工して最後、いろいろな飲食店なりで加工するようなものも5,000億円ぐらい入ってきておりまして、最終的にそういうものがそれぞれの段階のものを足すと5兆円ぐらいという数字がございます。一番のポイントは、金額ベースの消費者が支払った部分が80兆円あるということでして、通常の自給率はカロリーという形でカウントしておりますので、そこが基本的に大きく違います。ちなみに、参考資料2に食料自給率の表を載せております。35ページの一番下の方に、金額ベースの総合自給率ということで、14年69%というものが出てございます。これは、例えば野菜とか国内生産額の高い、価格の高いものも含めて金額ベースで出せば、そういう高い数字が出てまいりますけれども、そういう違いがございます。

続けて本体の70ページ、申しわけございませんが、先ほどの説明の産業連関表の下の方に、実は図 - 29という形で、これも同じように最終消費からみた投入構造ということで、これは生鮮と加工と外食を分けてございます。ですから、最終80兆円に至るまでには当然、関係の流通経費、それぞれのサービスとか外食とか中食の段階で手が加わりますので、そこでつく付加価値というものと、流通ですので、多段階を経て最終的に消費者に届くときには80兆円というベースになっているという実態でございます。

それから、耕作放棄地と遊休地なりとの関係につきましては、本文の 268ページに耕作放棄地の定義を用語集という形で載せてございます。その上から2つ目に耕作放棄地と書いてございます。これは統計の方の定義でございまして、ある一定時点の調査日、1年以内に作付けをしていないという状態があるということ。さらに、通常は一度耕作の手が離れれば、高齢化とかそういう形で、耕作の予定がないとはっきりしたものを耕作放棄地と申しております。

それに対して、直近1年は遊休地として使わなかったのだけれども、何らかの状態ですぐ復元できるなり、つくる意思のあるものを不作付け地というような言い方で、これらを遊休地という言い方をしている場合もございます。統計の定義と実態的な遊休地という言い方との違いかと思います。

以上、ご説明さしあげました。

八木会長 企画評価課から追加でお願いします。

佐々木政策調整室長 坂本委員、宮田委員から基本計画の見直しにかかわるお話がございました。皆様ご案内のとおりでございますけれども、農業構造の担い手への様々

な経営資源の集積といった加速化が大課題でありますし、それらを通じまして、持続的でニーズに合った生産体制をいかに構築していくかということにつきまして、まさにそういった姿を目指していくための、品目ごとに講じてきた政策体系から品目を横断した、経営に着目した政策体系への転換。政策情報伝達ルートの整備も含めてでありますけれども、担い手を育成確保していく観点からの政策体系の整備。あるいは、農地制度の見直しといったこと。それから、総体としての生産力を維持していく観点からの農地、農業用水といった資源の保全といった政策体系の確立という点について、まさに今、企画部会の方でご議論をお願いしているところでございまして、来年3月の新たながら、ますます加速的にご議論をお願いしていきたいと考えているところでございます。八木会長では、総合食料局。

伊藤総合食料局次長 今、宮田委員から自給率の問題のご提起がありましたけれども、表現をどのようするかということは別にいたしまして、宮田委員のご指摘について全く同感でありますし、また、そういう姿勢で取り組んでいると思っております。これは、自給率自体、前回、基本法をつくるときからずっと議論がございまして、自給率を大事ではないという方はいないと思いますけれども、目標とするかどうかということについて、ずっと議論が行われて、その結果、関係者がみんな取り組む課題として意味があるという位置づけで今の目標が設定されているということで、その点は今も変わらず取り組んでいると思っております。残念ながら、自給率は非常に議論にはなるのですけれども、消費者の方とか一般国民の方に必ずしも浸透していないということで、確かに理解の溝があるということが、えてしてみられるということかと思っております。

ですから、自給率がなかなか上がらないという原因は、やはり食生活の問題に一番大きな要因があるわけですけれども、そういう点について、一般の国民の方に認識していただいて、それに取り組んでいただくということについて、どこまで実効性のあることができるかということがポイントだろうと思っておりまして、そういうことがここに記述されていると理解しております。

八木会長 森本委員、どうぞ。

森本専門委員 何点かの質問と意見をいわせていただきます。

41ページの認定農業者の動向の中で、認定農家に対して書いてあるのですが、これはいつも私がいっているようなことが書いてあるので、こういう形の中で、国がどうするべきところは、各市町村によって認定農業者の余りにもばらつきというのは、実際おかしな話であるわけです。それと、その後のフォローアップあたりも当然だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

43ページのイ、水田農業構造の動向の中で、「水田面積の割合は、2~15年の間に4.5倍に達するなど、一定程度の進展」とあります。似たような言葉の中で、47ページのの中にも「担い手への農地集積は一定の進展がみられる」とあります。今、新たな産地づくりの中で、土地利用型農業の見直しをやっているわけでございますが、この中に一定程度の進展ということが書いてありますから、当然農水省の考える目標があると思うのです。その目標は大体どの程度と考えておられるのか。

私は今、地元で農業をやっていて1つ心配するのは、土地利用型農業が第1次産業化していったときに、第1次産業的な土地利用型農業としてのコメ作は残るかもしれない。しかし、そのことによって兼業農家のところがどんどん農業から離れていくことによって、これから先、村というものが本当に成り立っていくのかなというところがすごく懸念しているところでございます。その辺のところ、農水省として新たな産地づくりあたりを考えていく中において、これから先の第1次産業的な農業と集落的な農業、その辺の維持あたりをどのように考えられているかというのは質問でございます。

それと、57ページ、農業の有する多面的機能というのを読んでいまして、これは前からこういうことはいっていたわけでございます。これは当然、いろいろ農業側がもっている力が実際にあると思うのです。ということは、その力を維持するために農水省だけでできない現実があるわけですから、58ページの洪水防止機能とか3兆4,980億円、このような金額設定がしてあります。これは当然目安ではございますが、これは国土交通省あたりも当然この恩恵になっていると思うのです。だから、これから先、いろいろなことを考えていくときに、さっきからいいますように、第1次産業的だけではなくて、ほかの部分の力ももっているということであれば、それは当然環境省なり国土交通省あたりも、当然そういったところに力を入れていく部分だと思うのです。国土交通省の方も来られているようでございますので、国土交通省あたりがこれから先、こういった部分に関してどういった意見をおもちなのか、どういった形でかかわり合いをもっていこ

うと考えておられるのかというのが質問でございます。

意見は、品目横断の話が出ていますが、1つは、WTOのこれからの交渉にかかわってくると思うのです。当然いろいろな形の中で、緑とか黄色とかいろいろな政策があるわけでございます。その中で品目横断も1つのWTOの交渉の中でやらなければ、今までやっていたことが黄色であって、これから先、だめになる。だから、品目横断的なものでグリーンにしていかなければならないという話だと思うのです。普通の人たちがはとか黄色とかわかるかなと。企画部会で出たときに、普通の人たちがこれをみてWTOのことがわかる人がいたら天才だなと、私、思ったのです。私たちも農政をずっと何年もやっていますので、大体の理屈はわかるのですが、WTOに関してはもう少し丁寧な教え方をしていかないと、なぜ今品目横断なのか、そういったところにつながっていかないような気がするのです。それは私なりの意見でございますので、よろしくお願いします。

八木会長 それでは、先ほどの件につきまして、経営局審議官から構造展望を含めてご説明いただきたいと思います。

山田経営局審議官 先ほどのお問い合わせの、どういう目標をもっているのかということですけれども、これは前回の基本計画を発表いたしました12年のときにあわせて、日本の農業構造の展望、22年の目標の展望を出しております。そのときに、効率的かつ安定的な農業経営といっておりますが、年間の労働時間と生涯所得が他産業に匹敵するようなレベルになるという農家、農業者、あるいは法人を合わせまして約40万を育成する。その効率的かつ安定的な農業経営が、農地の約6割を集積するような農業構造を目指しているということでございます。

現在、その集積についていいますと、6割といいますと、約282万ヘクタールになりますが、現時点では221万ヘクタールぐらいが効率的かつ安定的な農業経営になっているか、あるいは認定農業者でそういうものを目指している農家などですが、そこに約221万ヘクタール、8割弱の集積が住んでおります。ただ、最近集積の程度が非常に落ちてきておりまして、これまでですと、毎年6万ヘクタールとか8万ヘクタールの毎年の集積があったものが、最近では3万ヘクタールぐらいになっておりまして、構造改革のスピードが鈍ってきているという状況がございますので、基本計画の見直しに際しては、そのスピードアップが必要であると考えております。

八木会長 農業の多面的機能に関して、国土交通省からお願いします。

平岡国土交通省地方整備課長 57ページ、58ページのところでご質問といいますか、ご意見があったと思うのです。多面的機能の表 - 9につきましては、そこに注もございますけれども、特に貨幣換算については、こういった前提があるということにご留意いただきながらごらんいただきたいのです。ご指摘のように、農業は当然多面的機能を有しているわけです。私どもは治水とか洪水防止ということにつきましても、そういった観点から責任をもって取り組んでいるわけでございまして、例えばダムということになりますと、当然森林も存在するという前提の中で治水計画をつくって、その整備に取り組んでおります。そういった多面的機能もあるということを前提にしながら、私ども治水に取り組んでいるということでございます。

八木会長 ほかにございますでしょうか。平野委員、どうぞ。

平野委員 資料の感想が主になります。様々な角度から意見交換が重ねられたもので、大変貴重な資料だと思います。取りまとめに携わった方々の多大なご努力のたまものだとも思ったりしておりまして、私もこういった資料を時々使わせていただく場面があるので、感謝申し上げます。

見た目のことをまずいいますと、文字の濃淡や大小などは、組み合わせが結構みやすいようにできているように思いました。お役所から出す資料の中では、割合みやすい方に入るのではないかと思いました。とりわけ、参考資料1、これは文字がとても大きくて……ただ、みやすいかどうかというのは文字の大きさの問題ではないと思っています。字間、行間、様々なバランスの上でみやすくなるのだと思います。参考資料1は、私からみますとみやすいです。そして、この卵色の紙は、濃い文字で書いてあっても目がちらちらしなくて目にやさしいように思いました。これは、まず見た目の問題です。

それから、先ほど子供たちに、学校に配られるものとしてページの少ないものが用意されていることを知り、大変うれしく思いました。ただ、私がちょっと思っているのは、こういった資料すべてそうなのですけれども、読んでもらうことを考えるよりも、使ってもらうことをもう少し考えたような促し方が国民に対してできないのだろうかと思ったりするのです。例えば、農業体験を子供たちにさせる場面において「農業体験により、農業の有する多面的機能を知ることができるんだよ。多面的機能というのは、資

料1の57ページをみてごらん。(4)の1に書いてあるでしょう」といって、1つ、2つ、3つ、4つと読み上げることができる。こういう使い方の例を1枚、または見開きの紙か何かにまとめたものを例えば配付するとか、だれかが伝えることによって、そういう使い方ができるならば、この資料を取り寄せてみようかしらと、だれかが思って取り寄せるぐらいの気持ちにしてもらえる。何かそういった促し方ができるといいのではないかと思ったりしました。

すべてのページをみて勉強しようという専門的な人ばかりがいるわけではないので、 どこかのページだけでも、そこをみることによって、内容がとても充実しているので、 農業に対する好奇心が生まれたり、興味がわいたりするような資料になり得るのではな いかと思いますので、ぜひ提案したいと思います。

それから、先ほどもう少し丁寧に書いた方がいいところがあるというご意見が森本委員からあったと思いますが、私も、難しい部分でなくても、とても簡単な部分で、作成した人はもう熟知していてわかるだろうけれども、一般の人が見たときわかりにくいのではないかと思ったところが1つありました。今、気がついたので、1ヵ所なのですが、参考資料1の25ページ、(3)の なのですけれども、「若い女性の間では理想的な体重とは異なる細身の体型が望ましいという考え方が広がっており」、と。これを読んでいきますと、「鉄やカルシウム等の必要な栄養素がかなり不足する傾向」とあるのです。これ、全部の栄養素が不足するのではないかと単純に私は思ったのです。その中で鉄やカルシウムだけ取り上げられている理由が、今、一般の人がぱっと見たときわかるのだろうかということで、もう少しこういったところを丁寧に、この4行に至るまでの思いがもう少しあると思うので、その思いが伝わるような書き方をされるといいのではないかと思いました。

以上です。

八木会長 ありがとうございました。生源寺委員、どうぞ。

生源寺委員 2点、申し上げたいと思います。

1点は、「講じた施策」についてでございます。特に中身について意見があるということではございませんで、これから事務局で少しお考えいただいたらどうかということで申し上げたいのです。

「講じた施策」というのはほどんど読まれないといわれているわけです。ただ、読んでみますと、これはなかなか有用だという印象を私、実はもっております。単年度のものだけを読んだのでは、無味乾燥というと申しわけないのですけれども、余り読む気がないのです。ただ、私、ちょっと必要がございまして、40年分の「講じた施策」に目を通す機会がございました。こうやってみると、これは非常にコンパクトになっておりますので、その流れを追っていくという意味では大変役に立ちます。

これは、私の個人的な体験なのですけれども、今、食料・農業・農村政策自体が、ある期間、計画を設定して、工程表なりに従って進めるということをやっておられるわけですので、ある区切りのときには過去10年分ぐらい、例えば項目だけでもどういう施策の変遷があったかがわかるような整理をしてみてはどうか。新しく立ち上がったもの、廃止されたもの、名前が変わったもの。最初にどなたかご発言がありましたけれども、本当は施策のボリュームがわかればいいのですが、ここはなかなか難しいと思いますので、そこは別としても、今回、基本計画の変更が行われるわけです。そういう節目のときに、過去10年なりについて、どういう変遷になっているかがわかるような工夫をされてみてはどうかということが第1点でございます。

2点目は、いわゆる白書の部分についての感想と申しますか、こういう切り口もあるのではないかなと申し上げるわけですけれども、何だ、そんなことかという話なのですが、食料・農業・農村の農業だけに限定して、特に土地利用型農業を想定いたしますと、農業生産というのは、3つの層からなっているといっていいのではないかと思っております。

3つの層というのは、市場経済との関係で3つの層になっている。例えば、農業のインプット、農業に投入するものを念頭に置いていただきますと、肥料ですとか濃厚飼料、これは完全に市場経済のもとにあるわけです。したがって、日常的、反復的に取引が行われるわけで、お金さえあれば買うことができる。こういうごく一般的な市場との交流の中で行われる部分があるわけです。

その下に、ある種の特殊な市場の部分がありまして、これは農地といえば、多分、代表的だと思うわけですけれども、ローカルであって、そんなにしょっちゅう取引が行われるわけではないわけでありますし、ある意味で公共財的な意味もあるという非常に特殊な市場のもとで投入する土地を調達する。こういう層がもう1つあるわけです。

最後の一番下は、実はこれは市場メカニズムと違うメカニズムで供給される部分。これは、要するに農業用水のメンテナンスとか、農道のメンテナンス。これは基本的にはマーケットで買うことができない形のサービスであって、通常は農村の共同の作業のもとで行われている。

この3つの層があるわけでありまして、どんな産業でも、よく探してみると、多分3つの層になっていると思います。ただ、農業の場合には、2番目と一番下の3番目の層の厚みがほかの産業に比べると大きい。農業、あるいは1次産業といっていいかもしれませんけれども、そこに政策のいろいろな難しさがあるわけです。今回の企画部会で議論している農政改革も、実はこの図式でみてみますと、それぞれのところに対応しているのだろうと思います。

要旨の3ページ目ですか、一番下のところに、大臣の3つの主要課題があるわけですけれども、例えば品目別云々というのは、一番上の市場経済と完全に接点のある部分での政策をどうしようかという話であります。このほかにも一番上の層に関する政策課題というのはいろいろあるわけであります。

2番目の担い手・農地制度というのは、2番目の層。3番目の環境保全は横に置いておきまして、農地や農業用水等の資源の保全のための云々というのは一番基層の部分ということだろうと思うのです。それぞれについて、それにふさわしい施策なり改革が必要で、同時にそれぞれの層の間には、ある種の運動のメカニズムといいますか、ロジックといいますか、やや異質のものがあって、そこをどうすり合わせるか、どうつなぐか。これも恐らく政策の課題といっていいのだろうと思うのです。

もう少しだけ申し上げますと、同じように、この資料の62ページに中山間地域等直接支払いで集落協定、何をやっているかということで、これは私、非常に興味深く拝見いたしました。これも、今、私が申し上げた、3つの層でいいますと、大体下の2つの層の仕事が挙げられている。農道の管理、水路の管理というのはまさに一番ベースの部分で、これは基本的にはマーケット以外。集落ですから、基本的には通常のマーケットとは違うロジックで物が整備され、あるいは調達されているわけであります。農地の法面点検もそういっていいかと思いますし、その次の賃借権の設定ですとか、1つ置いて農作業の受委託とか、もうしばらくいきますと、担い手への利用権設定による云々というのが、2番目の特殊市場のもとでの課題への取組といっていいかと思います。

このような見方もあるということを申し上げまして、何かのご参考にしていただければと思います。これは本当は企画部会で議論するような話かもしれませんけれども、私、発言しにくい立場におりますので、ちょっとお時間を拝借いたしまして、発言させていただきました。

八木会長 ありがとうございました。生源寺先生の日ごろの思いをご発言いただいたような気がしますけれども、そのほかに。 宮田委員、どうぞ。

宮田委員 ちょっと質問なのですけれども、参考資料2の176ページなのですが、農地制度の見直しということが記述されているのです。今の農地、耕作者主義で老齢化の問題等々あり、放棄地があって、そういった実態、より有効な優良農地の維持という中でということが書かれてあるのですが、この中で、「構造改革の加速化に向けた農地制度の見直しが求められている」という文の中で、上から4行目、「耕作者主義本来の意義と明確化と徹底を図りつつ、制度の抜本的改革を進める」という表現になっているのだけれども、その辺、考え方というのか、説明してほしいのです。

八木会長 それでは、経営局審議官、お願いします。

山田経営局審議官 耕作者主義ということが何を意味するかというのは、人によってかなりとらえ方が違うので、なかなか一義的には申し上げられないのですけれども、ここで述べておりますのは、後ろの方、 267ページに定義集みたいなのがありまして、一番下に耕作者主義が書いてございます。 1 枚めくっていただいて 268ページの一番上に「耕作者主義の考え方がとられている」というのが「耕作放棄(地)」のすぐ上に書いてありますが、ここに書いてあるのは、耕作する人が農地の権利をもっことが適当だと。つまり、農地を取得したり、あるいは権利をもっていても耕作しない、耕作放棄の状態になっているとかということが今かなり生じているので、そういうことがないように、本来、耕作する人が農地の権利を取得するということを実現するためにどうしたらいいのかという意味で、本来の意味、つまり耕作をする、本当に利用してもらうような農地制度というのはどうしたらいいのかというようなことで、ここは表現していると理解しております。

八木会長 どうぞ。

生源寺委員 耕作者主義について、いろいろな解釈があるのでということで、そこ

は言葉がひとり歩きしないようにしておく必要があるということは結構なのですけれども、この用語解説の耕作者主義、役所の理解が示されているとすると、以前、例えば前次官の渡辺さんが構造改善局長だったときに、国会の答弁で、たしか、適正かつ効率的に耕作する方に農地の権利をもっていただくのが耕作者主義であるという答弁をされていたかと思うのです。そうしますと、私はむしろ、耕作適格者主義といった方が表現としてはいいかと思うのですけれども、ここに書かれていることとギャップがあるような感じがいたします。

八木会長 山田審議官、どうぞ。

山田経営局審議官 今、生源寺先生がおっしゃったとおりで、国会答弁などでお答えしたのは、今、適正かつ効率的に耕作する人を耕作者主義としているというように前回の農地法改正のときなどではお答えをしております。最初に申し上げましたように、耕作者主義をどう理解するのかというのはいろいろありまして、もちろん、ここの定義に書いてあります耕作する人がというのも、そういう意味では、ちゃんと耕作してくれる人がということなので、それは、ちゃんとという意味では適正なりということ。あるいは、効率的かどうかというのは、また議論があります。

そういう意味でいえば、生源寺先生がおっしゃるように、もう少し定義をきっちりしたものと、それからここに書いてあるように、ふわっと耕作をする人という意味もありますし、それから、法律的にいえば、耕作というのは、多分、農地法では農作業をする人というようにとらえていると思うのです。ですから、耕作者主義といっても、最初にいましたように、いろいろなとらえ方があるのですけれども、ここの本文でいいたいのは、そういう意味でいえば、利用するという状態になっていない放棄地が出ているというのをとにかく直していかなくてはいけないというような意味で、本来の意味での耕作者主義にのっとって、それと担い手に集積するということもありますので、そういった観点も加味した上で改革を進めていくということであろうかと思います。

生源寺先生がおっしゃったとおりで、そこは全くそのとおりなのですが、最初に申し上げましたように、いろいろな使い方がございますので、なかなか一義的に申し上げられないということだと思います。

八木会長 宮田委員。

宮田委員 これ、文書の表現と実際と難しいと思うのです。現実的には、今のお答えになってくると、土地の所有は耕作主義ですから、必ずつくって、優良な農地として保全していくということは当たり前の話なのです。それがなかなかなされていない中で、そういったものを流動性の一番の対象にする。逆にいえば、つくっていない土地を農地法の、いわゆる移動のそういったものの条件の中に云々とかといったものとだんだん発展してくるので、だから私は詳しく聞いたのだけれども、本来の形にするように、徹底というのは、より指導するよと。そういったほかのものについては云々という、やはりそうならないものについては、いわゆる流動化の促進を図る担い手とか意欲ある者に使ってもらうように、いわゆる法改正の中ではそういったものに容易ならしめるようにするとか。そうなると、さっきの応対、ちょっと違うような感じで私は受け取ったものですから、再度質問したわけです。

八木会長 この問題ついては、基本計画の見直しの中でも恐らく議論されるということになろうかと思いますが、今日の用語解説について、特に字句等のご訂正みたいなものがあるかどうかということですが、今回はこの形でよろしいかどうか、この点は、生源寺先生、いかがですか。

生源寺委員 いろいろな解釈があるということはそうなのですけれども、役所がいるいろなことをいわれますと、ますます混乱すると思いますので、ここは一旦整理していただいて、その結果、判断はもちろんお任せいたします。

八木会長 この点については、会長と事務局の方で一任いただきたいと思います。それから、長谷川委員からの先ほどの質問に関して、岡島審議官からお願いします。岡島消費・安全局審議官 先ほど、消費者相談件数につきましてのご質問がございました。15年度につきましては、現在、集計中でございますので、14年度についてお答えいたしますと、農林水産本省、それから出先機関を合わせまして、消費者相談件数、全部で1万6,930件でございます。内容は、例えば「サツマイモを煮たら黒くなりましたが、食べても大丈夫ですか」というようなご質問もありますし、表示の監視をもっとしっかりしなければいけないではないかという農林水産省に対するおしかりなりご意見というものも両方ございます。

以上でございます。

八木会長 大庭委員、お願いします。

大庭委員 私、17ページの食の安全と安心の関係です。下から2番目の です。鳥のインフルエンザ。これに関係したことが書いてございますけれども、インフルエンザにつきましては、このウイルスは、他の動物に感染して、もっと大きな、いろいろな病原菌を出さないか。あるいは、これは本当に安全なのかと。今、消費者が求めていますものは、鳥とか卵は大丈夫かということなのです。非常な風評被害に遭っておりまして、私どもの京都でもこれは非常に大きな問題になっております。私は、この文章を読んだだけでなかなか理解できない。つまり、鳥肉の病原菌に汚染したものを埋めてしまった。これで果たして安全なのかと。これからもっと違うのが出てくるのではないかという懸念があるのですが、そういう点はいかがでしょうか。

岡島消費・安全局審議官 鳥インフルエンザにつきましては、卵とか鳥肉から人に感染する心配はない、安全であるということにつきましては、農林水産省、食品安全委員会、厚生労働省とともに国民の皆様へということで明確に申し上げているところでございます。 そういった点につきましては、参考資料2の21ページの真ん中あたりに少し書かせていただいています。今ごらんになられています要旨につきましては、非常に簡単に書かせていただいておりますので、十分ではないところはあるかと思いますけれども、白書の中、白書の参考資料2の中、あるいはほかの形でいろいろPRをさせていただいているところでございます。

そのほかの病気に広がるおそれがあるのではないかというようなご懸念がございます。そういったことにつきましては、私どもだけではなくて、政府全体といたしましても、インフルエンザウイルスが変異することによりまして、人に感染して、人から人へうつるようなインフルエンザになるのではないかといったような心配というのは確かにございまして、ここはとにかく、できるだけ日本の中に入れない。日本に起きた場合、それを直ちに発見して封じ込めるということを基本的な考え方として対応しておりまして、海外で発生した場合には、発生国からの生きた鶏や鳥肉は入れない。これは食品の安全性ということではなくて、ウイルスが国内に持ち込まれることを防止するという観点です。

それから、国内で早期に発見するということと、発見した場合には直ちに措置をとって移動制限をし、由来する鳥肉、生きた鶏も処分するという形で、とにかくウイルスが存在しないようにするということでやっているわけでございまして、山口県、大分県につきましては、もう既に移動制限も解除されていますし、京都府につきましても、先日、移動制限区域が縮小されまして、このままいけば、4月13日の午前零時をもって移動制限も解除される予定であり、ウイルスが広がるというような状況にはなっていないと考えております。

ただし、野鳥の調査とか、どこからどういう形で入ってきたかという原因究明も一方でしているところでございまして、しっかりやっていかなければいけないと考えているところでございます。

八木会長 大木委員、どうぞ。

大木委員 参考資料 2 の 217ページのところに、環境保全型農業というものを普及、啓発していくためには、農業者とか消費者、行政が一体となってと書いてございますけれども、ここに流通の役割というのもある方がよろしいのではないかと思います。といいますのは、消費者は幾ら理解をしようと思っても、そこに物がなければ理解できないのです。そうしますと、流通のスーパーとかが接点で、そこで、こういうものがあるということで初めて理解ができるということがあります。

1つ、私が感心しましたのは、愛媛県の例なのですけれども、愛媛県では、そういうエコのものをお店の方にぜひ売ってほしいから協力店を申請させまして、申請をしたたくさんのお店がたくさん出てきたのです。そこで、申請した人が認定書をもらってというか、協力しますよということで、お店で保全型のものを売るということになりますと、目に触れる数というのは多いわけですよね。一般のものは目に触れますけれども、これはまだまだというところですので、そういう流通の役割というのもここの中にあった方が、消費者にとっても普及の発展にもつながるのではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

八木会長 生産局審議官、お願いします。

染生産局審議官 今ご指摘のとおりの面はかなりあると思います。最近の取組といたしましては、特にスーパーであるとかデパート、この辺で、特に環境保全型農業において生産されたものを扱うようなコーナーを設けたり、あるいは地域のいろいろな直販所みたいなところで、ある意味では環境保全型農業を、いわゆる顔のみえる関係というような形で販売していくといったたぐいの取組が大分なされておりますので、そういう

意味では、今後の環境保全型農業の推進のやり方という意味では、単に、農業者、あるいは消費者、行政のみならず、流通業者も一体的に巻き込んだ形で推進していくというのは極めて重要な問題だと考えております。

そういう意味で、農林水産省の政策の一環としても、その辺は大いに協力いただきたいということで、巻き込みながらやっているところでございますので、今後ともそのような方向ではやってまいりたいと考えます。

八木会長 横川委員、どうぞ。

横川専門委員 本日は2つのことを申し上げます。

1つは、これでは消費者への正しい情報提供が足りないと思うのです。私がこれまで永く食品・外食の仕事をしてきて感じることは、生産から消費者までの流通が複雑になったということです。昔は原料から調理していたものから、半加工あるいは、ほとんど加工したものを食べるように変化してきました。昔は、商品と情報というのは一緒に流れていたのです。例えば加工品にしても、素材のチェックはメーカーがやり、製品のチェックは問屋がやりました。小売業の扱っていたものは情報付きで安全でしたので、消費者は店頭で安心してものを買っていたのです。

社会全体が成長する中、昭和30年代にはスーパーマーケットが出てきました。消費者には非常に便利で、好きなものが好きな量だけ買えるという形、これが日本の主流に変わってきたのです。当時の消費者は、それまで持っていた商品に対する情報と知識を基に、商品を選ぶことが出来たのです。ところが、それから10年たちますと、今度は買う側の消費者が情報を多くもたない状況になってしまうのです。調理の仕方は知らない、産地は知らない、メーカーの中味がわからない、加工方法もわからない人たちが物を買い始めたのです。したがって、見てくれの良し悪しだけでしか買うための判断が出来なくなり、つくる側も見てくれ中心になっていったというのがこの数十年の変化です。ここ数年の間に発生した食に関わる多くの問題は、産地から消費者までの情報分断が大きな原因の1つではないかと思うのです。ですから、食料についての情報を一体どうしていくのかということをとりあげていただきたいのです。

もう1つは、食料・農業・農村の政策審議をしている割には、食料のウエートがこの中では少な過ぎるということです。

食料のために農村や農業があるのに、その軸がきちんと固まっていない。それなのに、つくることの議論ばかりしてもだめなのではないかと思います。今、農家の方が海外に行ってつくるということを含めて、国内農業の空洞化も起きています。また、食べ方と食育という点でいえば、外食が役割を全て果たしているとは申し上げませんけれども、学校給食自身が変わらないといけない、学校給食が食育と全然かけ離れたものを出していては、しようがないのです。

したがって、食の変化というのは家庭だけで起こることではなくて、学校給食が子どもたちの食べ方を変えて、その子たちが大人になって食べ方が変わってきているという原点をどのようにしていくかということが1つの問題だろうと私は思います。文科省の方がおみえになっていますので、給食問題をどうお考えになっているのか。

また、生産・加工については、グローバル化時代で、物の流れが変わっています。海外の産地から日本に来るもの、産地から第三国に行って日本に来るもの、日本でとれたものを海外で加工して日本にもってくるものというように、今の食品の海外流通ルートというのはこの3つのルートで世界を動いているわけです。この点について今回何も触れていないということは、これからますます海外で生産していくことに対する対応が出来ないのではないのか。

そういう意味では、実態をバランスよくみた中で問題提起をしているのではなくて、皆さんがご自分の気になっていることだけを問題提起しているようにしかみえないので、この辺はもう少しバランスよく、現状の流通の経路とか、生産体制とか、世界のグローバル化の中の問題をとらえていく中で議論していただくことが今後進めていく中に必要だと思います。

例えば、添加物については、WHO関連機関で認可されている添加物で日本では認可されていないものがあり、それを使うと違反を大きく取り上げられメーカーがつぶれてしまうという現実もあるわけです。世界で認めているなら、日本は当然検討した上で認めることを判断するべきなのに、申請しない限り認めないという制度の変更も国はやはりきちんと考えてもらわないと、つくる側も、ものがつくれなくなってしまうのです。

情報が不足することによって諸問題がいっぱい出てきたということを頭に置いて、消費者を軸に置くなら消費者を軸に置いた政策に変更していただきたい。食料全体についてもっと多くのことを考えていただきたい。この2つが、私が今日特に申し上げたいこ

となのです。

八木会長
文部科学省の方から、先ほどの質問に関して。

鈴木文部科学省生活学習政策局政策課長補佐 文部科学省でございます。給食については、大変耳の痛いお話でして、今現在、知育、それから徳育、体育に加えまして、おっしゃるとおり、食育というものに取り組んでいるのですが、現状としては、政策は追いついていないという状況であります。ただ、最近なのですが、今現在ある制度の中で、例えば地産地消というのですが、なるべくその地域の方とも連携しながらいい給食を出していこうと。お金はなかなかつかないのですけれども、いい給食を出していこうという取組をやっている。

あと、平成17年度、早ければなのですが、これからは栄養教諭制度というものを設けまして、栄養士さんよりも1つ格の高い栄養教諭というものをつくることによりまして、もう少し質、それから楽しみがあるというか、魅力のある給食づくりというものも取り組んでいきたいと考えているところでございます。なかなか厳しい状況ではありますが、現在、一生懸命頑張っているというところでございます。

八木会長 大分、予定の時刻がまいりましたけれども。 豊田委員、どうぞ。 豊田委員 できるだけ簡単にお願いしたいのですけれども、どう理解したらいいかということで。参考資料2の198ページに需給動向の記述がございまして、野菜、果物となってまいりまして、果物について、1人1年当たり消費量41.9キロ。これは、現行の消費水準は、食料・農業・農村基本計画の望ましい食料消費の姿で示された22年度における消費量39キログラムを上回って推移している。198ページのコラムの記事の下のところから始まるパラグラフの最後のあたりでございます。つまり、これをみますと、果物の消費水準は目標から上回って推移しているというようになっております。

それに対しまして、「資料」の19ページに、これは自給率の観点、課題解決に向けた品目別の課題という観点から、各品目の需要拡大目標を提示しております。果樹、これは「果物の健康機能性等の情報を提供し、果物を毎日の食生活に定着させる『毎日果物200グラム運動』を推進する」とございます。1日200グラムというものと、1人1年当たり、この記述でございます。この白書というものがパブリックされて、国民に広く公開されるときに、同じ白書の中に、単位は違いますが、グラムとキログラムでございますが、全く違う評価が行われている。私は、これはそれぞれが正しいと思うのですが、一般的にみた場合には、果たしてどんなものなのだろうかという危惧を感じましたので。

以上です。

八木会長 生産局審議官、お願いします。

染生産局審議官 私も正確な数字を覚えていないのですが、現在、いわゆる日本における果物の消費量というのは極めて減少してきております。その数字が幾らだったか、すぐに思い出せないのですが、そういう点がありますので、いわゆる消費拡大運動、毎日健康な生活を送るためには果物をきちんととりましょうということで、そういう点から、毎日果物 200グラム運動を展開しているわけであります。

多分、現実の消費量はこれよりかなり低い線にあったのですが、一方で、冒頭にご指摘ありました 198ページの方では、現行どの程度の消費量かということを 1 人 1 年当たりの消費量でいっておりますので、これを 365日で割れば、 1 日あたり 100グラムちょっとというような数字になっております。そのような現実との乖離がありますので、消費を拡大する運動ということで 200グラムを目標としてやっているというような状況でございます。

これは、果物に限らず、野菜なども全く同様な状況にありまして、日本はそういう意味で青果物の消費量がかなり減ってしまったという点がありますので、果物、野菜あたり、これは共通して消費拡大運動をやっていく。それによって健康な生活を送り、生活習慣病とか、その辺を避けていくようなことをやっていきたいというようなことでございます。

西岡情報分析室長 記述内容について、お答えいたします。白書の方で記述しております198ページの部分は、いわゆる生産努力目標といいまして、22年を目標値にして、消費の姿、目標の姿に対して、特に今回は基本計画に照らして今はどういう生産なり消費水準にあるかということをそれぞれの項目で記述しております。22年を目標にした数値に対して、今の数字はどういう要因で上回っているかということなのですが、特に上回っている要素としては、ご案内のようにオレンジとか果汁の、いわゆる生鮮換算の輸入部分も当然含んで消費量は最終的にカウントされますので、今、そういう数字の実態にあるということでございます。

八木会長 豊田委員、よろしいでしょうか。この点も、もしよろしければ、後ほど記述については事務局と相談させていただくということでよろしいでしょうか。誤解がないような記述ということが基本だと思いますので。秋岡委員、どうぞ。

秋岡専門委員 これを拝見しての感想になるのですけれども、白書というのは、毎年毎年のデータを積み上げていくイヤーブックみたいなものの意味と何千人か何万人いらっしゃる農水省の職員の人たちから国民に対するメッセージだと思うのです。これを拝見しても、メッセージみたいなものが余り感じられなくて、その点がすごく残念だなと思うのです。

例えば、経済白書ですと、昭和31年だったか30年に、「もはや戦後ではない」という一言がいまだに語られていて、あれは別にその年に文章の上手な人だとか、キャッチコピーの上手な人が白書の担当だったわけではなくて、あれはあの時代に、当時の省庁の人たちが、もはや戦後ではないということにかけた日本への将来の期待であるだとか、思いみたいなものがあの一言を白書に書かせているのだと思うのです。

今、日本の農業というのは、生産者の方にとっても、消費者の方にとっても、いろいるな意味でこれだけ難しい問題があって、転換期だといわれていて、しかもBSEだとか鳥インフルエンザだとか、こんなにいろいろなことが起こったこの年に、この「はじめに

」と「むすび」というだけでは、やはりちょっと寂しくはないのか。

例えば、何日間も徹夜して担当した鳥インフルエンザの担当の方もいらっしゃれば、いろいろな方のいろいろな思いがあるはずなのに、この白書に何か一言、先ほど、安髙委員が15秒でとかおっしゃいましたけれども、ことしの白書でこれを伝えたいのだ、これが本当に日本の今の農業の問題なのだということ、私たち政策担当者はこう思っているのですという一言をどこかに入れていただけたらよかったかなという感じがしました。

この「はじめに」と「むすび」というのは、確かに問題点をすごくよく整理なさっているのですけれども、最近は と書いてあるように、最近何年間はずっとそうだったことを書いてあるし、多分、来年もそうであろうことが書いてあって、例えば政策担当者と国民が共有できるような問題意識だとか、危機感だとか、将来の方向性だとか、字はたくさんあるのだけれども、そういうものがちょっと探しづらいなという感じを受けました。

もう1つ、白書は、それを読んで勉強するという意味ももちろんあるのです。そういうことで、こちらの本文の方にはコラムが幾つも入っていると思うのですけれども、このコラムはコラムではないようなもの、多分、テーマの選び方であるとか、コラムは文章の展開が結構難しいのですが、その辺、ちょっと難しいものもあるので、コラムはコラムだと思われたら、それはこの編集長という方がいらっしゃるのであれば、強権を発動して、コラムはコラムというようになさった方がもうちょっとわかりやすくなるのかなという感じです。本当に感想だけで恐縮ですけれども。

八木会長 予定の時間が過ぎておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

八木会長 それでは、これをもちまして、講じようとする施策についての審議を終えたいと思います。

先ほどの亀井農林水産大臣からの諮問に対しまして、当審議会として答申することになりますけれども、私の方で用意しました答申案をお配りしたいと思います。

(事務局より「答申案」を委員に配付)

八木会長 本日、委員の皆様からいろいろなご意見をいただきまして、その内容につきまして、次年度改善していただくべきところは改善していただくということにいたしたいと思います。

また、用語について、2点ほど出ておりましたが、この点についても、事務局と相談して、若干の修正が必要かもしれませんけれども、その点を踏まえてということで、この文面で「平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策」については、別紙のとおり定めることが適当であるということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

## (「異議なし」の声あり)

八木会長 ありがとうございます。

なお、公表までの間の情勢の変化に伴って、さらに若干の文言の修正が必要となった場合には、この点についても会長一任ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

八木会長 ありがとうございました。

では、そのように扱わせていただきます。

また、先ほどお配りした答申案を当審議会の決定とし、答申を農林水産大臣に提出させていただきたいと思います。

(事務局が八木会長から決裁をいただき、「答申書」を八木会長に渡す) 八木会長

農林水産大臣

亀井 善之 殿

食料・農業・農村政策審議会会長 ハ木 宏典

平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策の答申について 平成16年4月8日付け16情第8号をもって諮問のあった「平成16年度において講じよ うとする食料・農業・農村施策」について、下記のとおり答申します。

記

平成16年度において講じようとする食料・農業・農村施策について、別紙のとおり定めることが適当である。

## (「答申書」手交)

金田副大臣 この審議会の皆さん、本当に今日、大変ご熱心なご討議をいただきまして、答申をいただかせていただきました。

ずっと聞いておりまして、新鮮な形の議論だなというように思わせていただきました。この白書については、自由民主党の農林水産部会等々にもずっとかけておりまして、先生方の意見もいろいろ出てくるわけでございますけれども、今日の審議会の先生方のご意見というのはすごく新鮮だったし、また、代議士とは違った新しい切り口でのご意見がありました。審議会の先生方、今日答申いただきました白書につきましては、これから閣議にかけまして、それから広く国民の皆さん方にお披露目していくということに相なると思います。一つ一つ、こういう白書を通じて、農政の展開をしていかなければならないと思っているわけでございます。

先生方のこれからのご指導、ご鞭撻もお願いいたしまして、お礼のご挨拶にさせてい ただきます。ありがとうございました。

八木会長 どうもありがとうございました。

それでは、これで、本審議会の議事を終えることになりますが、事務局の方から最後 に何か連絡事項はございますでしょうか。

涌野情報課長 白書の公表日でございますけれども、これから必要な手続をとらせていただきますので、昨年と同様、5月の中旬以降になると考えております。

また、次回の施策部会でございますけれども、昨年と同様、7月下旬ごろを念頭に置いておりますが、現在進行中の基本計画の見直しの中間論点整理の時期との関係もありますので、八木会長、甲斐部会長とご相談の上、決定させていただきたいと思います。 後日、皆様にご連絡さしあげたいと思います。よろしくお願いいたします。

八木会長 本日は、有意義なご議論をいただきまして、ありがとうございました。 これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。